

# 長崎県ジェンダー平等研修講師派遣事業実施要領

## 1 目的

長崎県男女参画・女性活躍推進室（以下、「県」という。）では、ジェンダー平等に関する研修等を開催する事業所等に対し、専門的な知識や経験を有する講師を派遣し、当該事業所等の取組の促進を図ることにより、県内の職場におけるジェンダー平等を推進する。

## 2 派遣の対象

長崎県内の事業所及び経済団体等であること。（以下、「事業所等」という。）ただし、参加費等を徴収して行う有料のものは対象としない。

## 3 講師の業務

講師は、事業所等が開催する研修会等へ赴き、ジェンダー平等・男女共同参画及び女性の活躍推進等に関する講演、研修又は適切な助言、提案等を行う。

## 4 講師の人選

派遣する講師の選定については、派遣を希望する者（以下「申請者」という。）の要望する研修内容等を勘案し、県において、申請者と協議の上、人選する。

県において、選定にあたって参考となる講師のリストを準備するが、リストにない講師も派遣することができる。

## 5 派遣回数

当該年度の予算の範囲内で実施する。

## 6 経費の負担

- (1) 研修会等の実施に要する経費のうち、講師の謝金及び旅費は、県の規程に基づき、県が負担する。
- (2) その他、実施に要する経費（会場の使用料等）は申請者が負担する。

## 7 派遣の手続

### (1) 派遣申請

申請者は、「長崎県ジェンダー平等研修講師派遣申請書〔様式第1号〕」を県へ提出する。

### (2) 派遣先の決定

県は、(1)による申請の内容を適当と認める場合は、講師の派遣を決定し、「長崎県ジェンダー平等研修講師派遣決定通知書〔様式第2号〕」により申請者に通知する。なお、この場合、県は申請者と協議しながら、講師の選定その他、派遣にあたり必要な事項について、あらかじめ調整を行う。

### (3) 講師への依頼

県は、当該講師に対して依頼するとともに、派遣にあたり必要な事項を調整する。

### (4) 実績報告

講師派遣を受けた者は、当該研修会等の終了後、参加者に対しアンケート調査を行い、派遣後30日以内に「長崎県ジェンダー平等研修講師派遣実績報告書〔様式第3号〕」と併せて県へ提出する。

## 附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

長崎県県民生活環境部  
男女参画・女性活躍推進室長 様

(申請者)  
所在地  
企業名等  
代表者職・氏名

長崎県ジェンダー平等研修講師派遣申請書

下記のとおり、講師の派遣を申請します。

記

研修会等の名称		
派遣希望日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
派遣希望場所	会場名	
	住所	
オンライン開催の対応可否 ※いずれかに○を付けてください。	対応可能 ・ 対応不可	
希望する研修等の具体的内容 (趣旨、テーマ、内容等)		
参加者の概要 (役職、職種等)		参加予定人数 人
その他特記事項		

(連絡先)  
所属  
氏名  
電話番号  
メール

(様式第2号)

年 月 日

様

長崎県県民生活環境部  
男女参画・女性活躍推進室長  
(公印省略)

長崎県ジェンダー平等研修講師派遣の決定について

年 月 日付けで申請のあった長崎県ジェンダー平等研修講師派遣について、下記のとおり、決定しましたので通知します。

記

1. 講師名
2. 日時

(様式第3号)

年 月 日

長崎県県民生活環境部  
男女参画・女性活躍推進室長 様

(申請者)  
所在地  
企業名等  
代表者職・氏名

長崎県ジェンダー平等研修講師派遣実績報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

研修会等の名称		
日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
派遣場所	会場名	
	住所	
講師氏名		
実施の成果		
参加者の概要 (役職、職種等)		参加人数 人
その他特記事項		

※当日のアンケートの結果を添付してください。

(連絡先)  
所属  
氏名  
電話番号  
メール